

様式 A

記入例

指定給水装置工事事業者申請書（新規・更新）提出書類

※本書は提出時に必ず添付してください。

申請者名：株式会社ナンターン水道

指定番号：〇〇〇

必要書類	申請者確認	上水道課確認	備考
様式第1（申請書）※両面印刷	✓		
様式第2（誓約書）	✓		
様式第3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	✓		
別表 機械器具調書	✓		
営業所の平面図及び付近見取り図	✓		
別記様式A 書類送付先及び連絡先	✓		

添付書類	申請者確認	上水道課確認	備考
登記事項証明書(法人) ※発行日から3カ月以内のもの(原本)	✓		
定款写し(法人) ※全項コピーしたもの余白に原本証明確認と代表者氏名・日付を記入のこと	✓		
住民票の写し(個人) ※発行日から3カ月以内のもの(原本)	✓		
「給水装置工事主任技術者」の免状又は技術者証の写し(個人・法人)	✓		
給水装置工事主任技術者の雇用を確認できる書類(社会保険証等写し)(法人)	✓		
添付写真(個人・法人) ・事務所(内部、外部)の風景写真(カラー版) ・機械器具等の写真(カラー版)※種別毎に分けて撮影	✓		
申請手数料(1万円) 納入通知書兼領収書(申請書提出時に発行します)の写し(個人・法人)	✓		

※以下の書類は更新申請時に提出が必要です。(新規の場合は不要)

南丹市が確認する事項（別紙1 指定更新時確認票）

記載内容	申請者確認	上水道課確認	備考
指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)	✓		
給水装置工事主任技術者等の研修受講実績	✓		
適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況	✓		

※南丹市が確認する事項のうち、講習会等の受講実績などがなくても許可に何ら影響はありません。

確認された項目に☑を記入して下さい。

指定給水装置工事事業者指定申請書（新規・更新）

南 丹 市 長 様

日付は申請時に記入してください。

年 月 日

更新申請の場合は現指定
番号を記入してください。

申請者 指定番号 第 号

フリガナ
氏名又は名称ナントーンスイドウ
株式会社 ナントーン水道住民票または登記事項証
明書に記載されていると
おり記入してください。郵便番号（〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇）
住 所

南丹市〇〇町△△□□番地

フリガナ
代表者氏名ナントーン タロウ
代表取締役 南丹 太郎

印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ナントーン タロウ 代表取締役 南丹 太郎 ナントーン ジロウ 取締役 南丹 次郎 ナントーン サブ ロウ 取締役 南丹 三郎	ナントーン シロウ 取締役 南丹 四郎 ナントーン ハナコ 監査役 南丹 花子
代表取締役から監査役までの役員全員 を記入してください。 ※個人事業者の場合は記入不要です。	
事業の範囲	給水装置工事、給排水設備工事、管工事業
機械器具の名称、性能及び数 個人事業者の方は確定申告書、法人の場合は登記事項証明書の 「目的」欄等を参考に記入してください。 ※「目的」欄に給水装置に	別表のとおり

(裏 面) ※両面印刷

当該給水区域で給水装置 工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ナンターン水道
上 記 事 業 所 の 所 在 地	南丹市〇〇町△△□□番地
実際に事業を行っている事業所の名称・所在地等を 記入してください。※表面の「申請者」と同じでも記入 してください。	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
南丹 太郎	26896520
南丹 次郎	158963

当該給水区域で給水装置 工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとな る給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場 合はこの欄に記入してください。	

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3

第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約
します。

日付は申請時に記入してください。

年 月 日

申請者

登記事項証明書に記載されているとおり記入してください。

氏名又は名称

株式会社 ナンターン水道

住 所

南丹市〇〇町△△□□番地

代表者氏名

代表取締役 南丹 太郎 印

南丹市長 様

記入例

給水装置工事主任技術者（選任・解任）届出書

南丹市長様

日付は申請日に記載してください。
 ※新規申請時は日付を指定日とする
 ため、空欄のまま提出してください。

年 月 日

指定番号 第 号

更新申請の場合は現指定
 番号を記入してください。

郵便番号（〒〇〇〇 - 〇〇〇〇）
 住 所 南丹市〇〇町△△□□番地

登記事項証明書に記載
 されているとおり記入して
 ください。

届出者

氏名又
は名称

株式会社 ナンターン水道
 代表取締役 南丹 太郎

印

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
 解任の届出を
 します。

給水区域で給水装置工事の事業を 行う事業所の名称（フリガナも）	カブシキガイシャ ナンターンスイドウ 株式会社 ナンターン水道	
上記事業所で（選任・解任）する 給水装置工事主任技術者の氏名 （フリガナも）	給水装置工事主任技術者 免許状の交付番号	（選任・解任）年月日
ナンタン タロウ 南丹 太郎	第 26896520 号	×× 〇年 △月 □日
ナンタン ジロウ 南丹 次郎	第 158963 号	×× 〇年 △月 □日

※ 添付書類 … 給水装置工事主任技術者免状の写し 1 通 } いずれか
 … 給水装置工事主任技術者証の写し 1 通 }
 … 雇用が確認できる書類（社会保険証等写し）

記入例

機 械 器 具 調 書

日付は申請時に記入してください。

年 月 日現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
切断用機械器具	金切のこ エンジンカッター パイプカッター	コマツHC-405 MCCNC42A	5 1 4	
加工用機械器具	やすり パイプネジ切機 " パイプ油圧圧着機 不断水機	N-40AⅢ 525AⅢ PR-30 φ13・φ20・φ25	3 2 1 1 3	
接合用機械器具	トーチランプ ガスバーナー " パイプレンチ " " " モンキースパナ	ガソリン用 プロパン中圧用 プロパン低圧用 MCC1200～50 900～50 450 300	2 1 5 1 1 2 3 2	
水圧テストポンプ	テストポンプ テストポンプ（手動式）	キョーワKY-40A キョーワT-50K-P	1 1	
・各「種別」ごとに、最低1つ以上の機械器具を有する必要があります。 ・4つの各「種別」ごとに最低1種類以上記入してください。 ・数量も漏れなく記載してください。 （この記入例は参考ですので、これ以外のものも記載可。）				

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

機械器具の形式、性能欄はメーカー名及び製造番号を詳細に記入すること。

※ 添付書類 … 機械器具等の写真（カラー版）
 … 事務所（内部、外部）の風景写真（カラー版）

南丹市指定給水装置工事事業者 指定更新時確認票

記入例

指 定 番 号	第 〇〇〇 号
屋 号 又 は 名 称	株式会社 ナンターン水道

1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

- ・休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
休業日：土日、祝日、GW、年末年始 営業日：月～金 修繕対応時間：8～18時
- ・漏水等修繕対応の可否（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
（該当に○ 詳細な内容を記入することも可能。）
☒ 屋内給水装置の修繕 ☒ 埋設部の修繕
その他（ ）
- ・対応工事種別（新設・改造 等）：該当に○（公表 ☒ 可 ☐ 不可）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（☒ 新設 ☒ 改造）
水道メーター ～ 宅内給水装置（☒ 新設 ☒ 改造）
- ・その他（公表：可 不可）
（ ）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

2. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
南丹 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和〇年〇月〇日
南丹 次郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和〇年〇月〇日

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

☒ 可 ☐ 不可外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

工事を施工しない場合は☑

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有している (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
南丹 太郎	○	○	講習会修了者	H30
南丹 花子	○	○	講習会修了者	H30
社員 A	○	×		

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

可 ☒ 不可

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。